５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）二次審査に係る資料の提出時に、上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。当該書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。

⑻　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員とする。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　一次審査に関する事項

⑴　一次審査に関する基準　２⑴から⑿までの要件を全て満たす申請書を提出した者のうち、下記⑵による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。以下同じ。）までに含まれる者を選抜する。

なお、評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　一次審査の評価に関する基準　本工事の一次審査に関する評価項目は、次のとおりとする。

１）「トンネルの品質確保」に関する技術提案（技術提案書①）

上記、技術提案書①について評価する。

２）技術者評価

１　配置予定技術者の能力（施工経験）

上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（１件まで）について評価する。

２　高度なマネジメントの経験　事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務（ＥＣＩ）のうち、いずれかの実績の有無について評価する。

３）企業評価

１　基本企業評価　上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

２　国土技術開発賞の受賞実績　国土技術開発賞のうち、最優秀賞、優秀賞、特別賞の受賞実績の有無について評価する。

３　「労務費見積り尊重宣言」に係る取組み　審査基準日までに参加する企業（個社）が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表し、下請け企業へ見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組の有無について評価する。

４　「技術連携共同企業体」による競争参加　技術連携共同企業体により競争参加した者について評価する。

４　総合評価に関する事項（二次審査）

⑴　総合評価を行う者の基準（二次審査）　３による一次審査で選抜され、競争参加資格確認資料（簡易技術資料の内容の根拠資料及び技術提案書②。以下「技術資料」という。）を提出した者のうち、契約担当官等から競争参加資格を満たしたうえで、一次審査時の審査評価点の上位10者目の評価点を下回らず、かつ技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

⑵　総合評価の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、３⑵１）における技術提案書①の評価に加え、次のとおりとする。

１）技術提案書②の評価　「現場施工時の配慮」に関する技術提案（技術提案書②）

上記、技術提案書②について評価する。

２）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価　ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

３）賃上げ実施に関する評価　賃上げの実施を表明した企業等について評価する。

４）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑶　総合評価の方法及び落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・技術提案書①及び技術提案書②の評価項目について、技術提案書①の満点を30点、技術提案書②の満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

・４⑵２）については、評価基準を満たしている場合に加算点１点を与える。

・４⑵３）については、評価基準を満たしている場合に加算点２点を与える。

・４⑵４）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値・基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

５　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　令和８年10月２日から令和９年２月15日まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書の提出期間、提出先及び提出方法　一次審査に係る申請書は、令和８年10月５日から令和８年11月４日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に原則として電子入札システムにより提出すること。

⑷　一次審査の結果及び技術提案書①の採否の通知　２に掲げる参加希望者に要求される競争参加資格及び３に掲げる一次審査に関する基準に係る確認は、一次審査に係る申請書の提出期限の日をもって行うものとする。

一次審査の結果及び技術提案書①の採否の通知を令和８年11月26日までに通知する。

なお、競争参加資格については、二次審査時に提出される技術資料（技術提案書②を除く）により資格要件を満たすことが確認されることを停止条件として通知する。